



2024年2月14日

各 位

会 社 名 富 士 ソ フ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 坂 下 智 保
(コード番号 9749 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経 営 財 務 部 長 小 西 信 介
(T E L 0 4 5 - 6 5 0 - 8 8 1 1)

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主（以下「提案株主」といいます。）である 3D OPPORTUNITY MASTER FUND 様より 2024年3月15日開催予定の第54回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、2024年2月14日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本株主提案の内容及び理由

(1) 議題

- ①監査役1名選任の件
- ②自己株式取得の件

(2) 議案の要領及び提案の理由

別紙1に記載のとおりです。なお、形式的な調整を除き、本提案株主から提出された本株主提案書の該当箇所を原文のまま記載したものであります。

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) ①監査役1名選任の件に対する取締役会の反対意見

[意見]

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

[反対の理由]

「提案の理由」に記載のとおり、提案株主は、自ら複数のプライベートエクイティファンド（以下「PEファンド」）に働きかけて当社の非公開化に関する提案（以下「非公開化提案」）を提出させた上で、当社の取締役会が各提案者に対して包括的なデュー・デリジェンス資料の提供や法的拘束力のある提案の募集を行わずに買収の是非を検討しており、かかるプロセスは「コーポレート・ガバナンス上の重大な過ちである」と断じて、当社のコーポレート・ガバナンスの改善のために、スティーブン・ギブズ氏（以下「ギブズ

氏)を社外監査役に選任すべきであると述べています。

しかしながら、当社は、非公開化提案について、取締役会及び特別委員会を中心に「企業買収における行動指針」に沿った真摯な検討を行っているため、提案株主の主張するようなコーポレート・ガバナンス上の過ちなど存在しないこと（下記1ご参照）、並びに、当社の現状の取締役会・監査役会の体制及びギブズ氏のスキルセットや資質・経験等からして同氏を追加で監査役に選任すべきとは考えられないこと（下記2ご参照）から、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

1. 当社は公正性・透明性の確保された体制で非公開化提案を真摯に検討しており、コーポレート・ガバナンス上の過ちなど存在しないこと

当社が2024年1月12日に公表した「企業価値向上策の検討状況に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、当社の企業価値を向上させる経営上の選択肢を検討するに当たり、検討プロセスの公正さと透明性を高めるために、独立した社外取締役のみで検討を行う体制を確保することとし、2023年7月25日開催の取締役会において、企業価値向上委員会のワーキング・グループ（以下「WG」）として、独立社外取締役のみから構成される独立取締役WGを設置しました。その後、当社は、提案株主の依頼に応じた複数のPEファンドから当社の非公開化に関する提案を受領したため、検討プロセスの公正さと透明性を確保し、真摯な検討を行う必要があると判断し、2023年9月12日開催の取締役会において、独立取締役WGよりもさらに権限等を拡充した委員会として、独立社外取締役6名のみから構成される特別委員会を設置しました。特別委員会の委員には、2022年12月4日開催の当社臨時株主総会において、提案株主自身の提案に当社取締役会も賛同して会社提案兼株主提案として社外取締役に選任いただいた清水雄也氏及び石丸慎太郎氏も含まれております。

特別委員会への委嘱事項は、以下のとおりであり、当社の取締役会は、下記の委嘱事項に関する特別委員会の判断内容を最大限尊重して当該事項に関する意思決定を行うことを決議しております。

- ①当社の策定した企業価値向上策と、非公開化提案に係る買収者の提示する企業価値向上策について、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から比較検討を行い、いずれが望ましいかについて取締役会に提言又は勧告を行うこと
- ②上記①において非公開化提案の買収者の提示する企業価値向上策が当社の策定した企業価値向上策よりも望ましいという判断になった場合には、非公開化提案について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかの観点から検討し、当社の取締役会において非公開化提案を承認すべきか否かについて、取締役会に提言又は勧告を行うこと

また、特別委員会は、独自のアドバイザーとして、フィナンシャル・アドバイザー、法務アドバイザー、ビジネス面での分析を実施するコンサルティング・ファームをそれぞれ選任しております。

上記の体制の下、特別委員会においては、自らのアドバイザーやコンサルタントの助言

を得つつ、当社執行部から完全に独立して、上記諮問事項について公正かつ適切な評価・検討を進めており、その過程で、特別委員会自ら各 PE ファンドと面談し、各 PE ファンドとの間で Q&A セッションなどを実施しております。

他方、当社の執行部においても、特別委員会の見解や当社のアドバイザーからの助言等を踏まえつつ、各 PE ファンドから受領した非公開化提案により実現される当社の企業価値向上策等と、上場会社としての当社が策定した新中期経営計画における企業価値向上策等を比較検討することなどを通じ、当社の企業価値を最大化するための経営上の選択肢の精査を進めております。その過程で、当社執行部も、各 PE ファンドとの間で、非公開化後の経営方針や事業戦略について Q&A セッションを実施するとともに、必要に応じ一定の情報を提供し、その結果も踏まえたディスカッションを実施するなどして、各提案に対する理解を深め、その評価の精緻化を進めております。

このように、当社としては、非公開化提案の買収者に対して一定のデュー・デリジェンスの機会を提供しつつ、非公開化提案について真摯な検討を行っております。かかる検討プロセスは、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に公表した「企業買収における行動指針」に沿った公正かつ適切なものであって、「コーポレート・ガバナンス上の過ち」があるとの批判は全く当たらないと考えております。

なお、提案株主は、「企業買収における行動指針」を引用しつつ、買収候補者への包括的なデュー・デリジェンス資料の提供や法的拘束力のある提案の募集をしなければ健全な検討プロセスとはいえないと述べています。しかしながら、同指針は、デュー・デリジェンスにおける情報提供の範囲や、他の買収提案を模索するか否か等に関し、とりわけ会社の取締役会が何らかの買収に応じる方針を決定していない場合においては、会社の取締役会に広い裁量があることを前提としております。そして、当社においては、上記のとおり企業価値の最大化を図る観点から企業価値向上策等を比較検討している段階であって、未だ何らかの買収に応じる方針を決定しているわけではないため、かかる段階で包括的なデュー・デリジェンスや法的拘束力ある提案の募集を行わなければならないとの見解は、同指針に沿うものではなく、提案株主独自の主張と言わざるを得ません。

2. 当社の現状の取締役会・監査役会の体制及び本株主提案の候補者のスキルセットや資質・経験等からして同氏を追加で監査役とすべきとは考えられないこと

当社は従前より、取締役会の過半数を独立社外取締役が占め、監査役会の過半数を独立役員である社外監査役が占めるという独立性の高い取締役会・監査役会の体制を前提に、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るために、企業経営、経営管理、業界知見、営業、財務/会計、法務、資本市場等に精通した人材を、多様性や規模などの取締役会・監査役会全体のバランスを考慮した上で、取締役・監査役として配置することとしてきました。本総会において当社取締役会がご提案する本定時株主総会議案をご承認いただいた場合の具体的な取締役及び監査役のスキルマトリクスは別紙 2 に記載のとおりであり、その中には、2022 年 12 月 4 日開催の当社臨時株主総会において、提案株主自身の提案に当社取締役会も賛同して会社提案兼株主提案として社外取締役に選任いただいた清水雄也氏及び石丸慎太郎氏も含まれております。

今般、提案株主は、自ら提案した社外取締役が既に2名存在することには一切触れず、当社のコーポレート・ガバナンスに瑕疵がありそれを是正する必要があるなどとして、新たな監査役候補者を提案しています。当社としては、このような提案についても、取締役会・監査役会全体の構成も踏まえつつ、当社に必要なスキルセットを有する人材であるかどうか等を見極めた上で、適切であると判断すれば受け入れるべきと考えております。

そこで、当社取締役会は、監査役会・指名委員会とも連携し、当該候補者と面談を行った上で、候補者の資質・経験・専門性に加え、当社取締役会・監査役会の全体構成における役割、機能等の観点から検討・審議を行いました。その結果、ギブنز氏につきましては、以下のとおり、同氏の有するスキルセットや資質・経験等からして同氏を追加の監査役とすべきとは考えられないとの結論に至りました。

まず、当社においては、「法務」を当社取締役・監査役に必要なスキルセットとして挙げておりますが、既に、社外取締役として弁護士である仁科秀隆氏が選任されており、また、社外監査役としても弁護士である押味由佳子氏が選任されています。両氏とも、日本法の弁護士としての幅広い見識や経験のみならず、複数の上場企業の社外役員として企業経営に関与した経験をもとに、当社の事業運営への適切な監督・助言を行っており、当社の取締役会・監査役会における「法務」のスキルセットは、両氏により十分に満たされています。そのため、ギブنز氏の選任により「法務」のスキルセットを補う必要はなく、むしろ同氏を選任するとスキルセットが重複してしまうことになります。

また、提案株主から送付されたギブنز氏の経歴上、仁科氏や押味氏と異なり、上場会社における社外役員としての経験がなく、同氏との面談の内容を踏まえても、複雑な経営環境に置かれている当社において、社外監査役として、わが国における会社法、コーポレートガバナンス・コード、「企業買収における行動指針」等の各種ルール、最新の企業買収の動向等に沿った職務遂行を期待することができるのかについては、確証が得られませんでした。

ギブنز氏を監査役候補者とするものの是非については、取締役会のほか、独立役員である社外監査役が過半数を占める監査役会や独立社外取締役が過半数を占める指名委員会においても議論がなされましたが、上記の諸点を踏まえると、ギブنز氏を追加で監査役とすべきとは考えられないという結論となりました。

3. 結論

以上の理由から、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) ②自己株式取得の件に対する取締役会の反対意見

[意見]

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

[反対の理由]

当社が2024年2月14日に公表した「中期経営計画2028」に記載のとおり、当社は、今後5年間で1,000億円以上の自己株式取得を含む約1,400億円規模の株主還元を、戦略的提携やM&A、子会社政策、人的投資、研究開発等の成長投資とあわせて実施してい

く予定でです。

かかる方針は、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益を最大化させるという観点から、取締役会で慎重に検討し、決定したものです。5年間で1,400億円規模の株主還元を実施することも含めて、株主還元と成長投資の最適なバランスを確保しつつ、適切なタイミングで機動的な資本配分を実行する当社の方針こそが、資本収益性の向上と持続的な成長の双方を実現し、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものであると考えております。

これに対し、提案株主から提案された本株主提案は、本総会終了後1年間で750億円という規模の自己株式取得を求めるものですが、本株主提案「提案の理由」に記載のとおり、提案株主の主張する自己株式取得の規模・期間は、足許の当社の株価水準と出来高から機械的に算出されたものにすぎず、また、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益を最大化させるという観点から検討されたものでもありません。

かかる自己株式取得を実行しようとするれば、当社が中期経営計画に基づいて行う今後の投資活動の機動性や経営の自由度を損なうおそれがあるとともに、今後5年間にわたって予定している成長投資や配当を含む株主還元の出発点とすべきキャッシュの相当部分を本総会終了後1年間の自己株式取得に利用することとなり、中長期にわたっての当社の企業価値向上のための成長投資や株主還元を行うことができなくなる結果、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の中長期的な利益を毀損するおそれがあります。また、提案されている自己株式取得の規模・期間は、そもそも市場における当社株式の流動性等を踏まえると実現可能性が低い上に、現時点における当社の分配可能額(約770億円)のほぼ全てを単年の自己株式取得に充てるというものである点において、実行時の当社の財務状況を著しく不安定にし、配当を含む今後の株主還元を困難にするおそれも高い短視眼的な提案であると考えております。

なお、提案株主は、当社が非公開化提案を拒否した場合、当社株式が市場で過小評価されていることになるため、自己株式取得をしてその乖離を解消すべきであると述べていますが、当社は、5年間で約1,400億円の株主還元を行うことを含む上記のキャピタルアロケーションを実施していくことこそが、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上につながり、それが市場株価にも反映されていくものと考えております。

以上の理由から、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以上

【ご留意事項】

本開示は、当社や他社に対する投資その他の取引の勧誘若しくは斡旋等又はこれらを阻害することを目的としたものではありません。本開示に記載されております戦略・計画・方針・予想等の将来に関する記述は、本日現在において当社が入手している情報に基づく一定の前提（仮定）及び将来の予測等を基礎として当社が判断したものであり、これらには様々なリスク及び不確実性が内在していることをご承知おきください。

<別紙 1 >

第 1 提案する議題

- (1) 監査役 1 名選任の件
- (2) 自己株式取得の件

第 2 議案の要領及び提案の理由

- (1) 監査役 1 名選任の件

① 議案の要領

スティーブン・ギブズ (Stephen Givens) 氏を監査役に選任する。

② 提案の理由

3D は、2023 年 8 月、富士ソフトの企業価値向上策を募集し、著名なプライベートエクイティファンド 3 社 (以下「提案者」といいます。) から、当時の株価を大幅に上回る価格で富士ソフトを買収することを内容とする、法的拘束力のない提案を受領しました。これらの提案によれば、提案者は富士ソフトを公開情報のみに基づき評価しており、仮に提案者がデュー・デリジェンスにより得られる情報を得ることができれば、より高い価格での提案を行うことができることが示唆されていました。なお、富士ソフトも認めるように¹、これら提案は十分な具体性・目的の正当性及び実現可能性を有するものであり、経済産業省が先般公表した「企業買収における行動指針」(以下「企業買収行動指針」といいます。)において記載される「真摯な買収提案」に当たるものでした²。

3D は、2023 年 9 月、富士ソフトの取締役会にこれらの提案を提出しました。また、これらの提案について、企業買収行動指針に沿って富士ソフトの取締役会による真摯な検討がなされるべきと考えていたことから³、同取締役会に対して、各提案者やその他の潜在的な買収者と建設的なエンゲージメントを行い、包括的なデュー・デリジェンス資料を提供するとともに、最終的には富士ソフトの企業価値を最大化するための正式なプロセスの一環として法的拘束力のある提案を募集するためのあらゆる手段を尽くすように求めました。

この点、企業買収行動指針によれば、対象会社の取締役会は「真摯な買収提案」に対して「真摯な検討」をすべきとされています。すなわち、真摯な買収提案を取締役に付議のうえ、当該提案についての追加的な情報を買収者から得て、企業価値の向上に資するかどうかの観点から買収の是非を検討することが求められます⁴。

しかしながら、3D は、その後の富士ソフトとのコミュニケーションに基づき、取締役会はかかる職務を果たしておらず、富士ソフトが真に企業価値の向上に資するような検討プロセスを歩んでいないと考えています。上述のとおり、各提案者の買収提案には、デュー・デリジェン

スにより得られる情報を得ることができれば、より提案を精緻化し、より高い買収価格で再提案できる可能性が示唆されてきました。しかしながら、富士ソフトは、そのように明確な企業価値向上のための道筋が目前に存在するにもかかわらず、各提案者に対するデュー・デリジェンス機会を含む適切な情報提供を行わないまま、すなわち、買収提案の精緻化や買収価格の最大化を行わないまま、買収の是非を検討しようとしています。更に、その買収の是非を検討するに主体的な役割を占める社外取締役を含む取締役会は、未だに各提案者との正式な面談を設けていないと理解しています。

3D としては、これまでの経験に照らして、企業買収行動指針に則った健全な検討プロセスを経ることこそが、富士ソフトの企業価値を最大化するものと考えています。そのため、富士ソフトによる検討プロセスを不完全・不公正なままで放置することは、富士ソフトの企業価値を最大化する取引の実現性を損なうことに繋がると考えています。さらには、富士ソフトによるかかる検討プロセスの結果として、仮に買収提案を退けた場合、今後、他の潜在的な買収者においても富士ソフトと交渉することを躊躇するおそれがあると考えています。

3D は、富士ソフトの取締役会による上記検討プロセスはコーポレート・ガバナンス上の重大な過ちであると考えています。富士ソフトの取締役会は、完全かつ公正な戦略検討プロセスを確保するために、誠意をもって真摯かつ建設的に検討に取り組むべきであるにもかかわらず、著名なプライベートエクイティファンドによる提案に対して消極的であり、また、他の潜在的な買収者からの非公開化提案の募集も行っていないと考えられます。そのため、富士ソフトの取締役会は、取締役会に求められる最低限の法的義務を果たすことのみに関心しているように見受けられ、かかる富士ソフトにおけるコーポレート・ガバナンスの瑕疵は、同社の企業価値の最大化を妨げる重大な障害となっています。

2024 年 1 月 12 日に、富士ソフトは、利害関係者との間での建設的なエンゲージメントの必要性を認識し、真摯な買収提案の検討について公表しました。しかしながら、かかる公表内容において、これまで特別委員会が具体的にどのような活動を行ってきたかについては曖昧なままであり、一連の検討プロセスが不完全・不公正なまま保たれてしまうのではないかとという 3D の懸念は払しょくされませんでした。3D は、富士ソフトは、本年 2 月に公表予定の新たな中期経営計画の共有を含め、各提案者にデュー・デリジェンスの機会を提供し、買収提案の精緻化と買収価格の最大化を行う必要があると考えていますが、富士ソフトはかかる対応について明らかにしていません⁵。

さらにいえば、非公開化提案を承認すべきか否かについて取締役会に提言又は勧告を行う特別委員会、及び最終的に結論を下す、社外取締役が過半を占める取締役会が、2023 年 9 月の非公開化提案の提出以降、未だに提案者と面談を行っていないことに鑑みると、特別委員会及び取締役会が、企業価値の最大化という自らの責務を真摯に受け止め、公正かつ客観的に検討を行うかについて、疑義を抱かざるを得ないと考えています。

3D は、富士ソフトの取締役会の監督機能を強化し、経済産業省が公表する各種ガイドライン

を遵守したうえで、株主の利益を確保するためには、富士ソフトにおけるコーポレート・ガバナンスの改善が不可欠であると考えています。そこで、3D は、スティーブン・ギブズ氏（以下「ギブズ氏」といいます。）を社外監査役に選任することを提案します。

ギブズ氏の略歴は、後記③のとおりです。ギブズ氏は、日本における M&A 及びコーポレート・ガバナンス分野の第一人者であり、大手渉外法律事務所のパートナー弁護士となった後に自ら法律事務所を設立し、M&A 案件を始めとする各種の企業取引の組成、交渉及び成立について豊富な経験を有しています。また、企業及び機関投資家の双方に対してコーポレート・ガバナンスや議決権行使に関するアドバイスを数多く行っており、上場企業の特別委員会の委員を務めた経験も有しています。

また、ギブズ氏は富士ソフト及び 3D の双方から独立しており、富士ソフトの全ての株主の利益を確保することができます。

3D は、ギブズ氏が独立した立場から有益かつ独自の視点を提供するのみならず、コーポレート・ガバナンス及び M&A に関する豊富な知識を富士ソフトの取締役会に還元すると確信しています。ギブズ氏は、富士ソフトのコーポレート・ガバナンス上の瑕疵を是正し、企業価値向上に向けた真摯な検討プロセスを確保するうえで適任な候補者ですので、3D はギブズ氏を社外監査役に選任することを提案します。

③ 候補者の氏名、略歴等

候補者	スティーブン・ギブズ	生年月日：1954 年 7 月 18 日
	(Stephen Givens)	所有する当社の株式の数：0 株
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
1982-1987	デビボイス&プリンプトン外国法共同事業法律事務所 アソシエイト	
1987-1990	ギブソン・ダン&クラッチャー法律事務所 アソシエイト	
1990-1996	ギブソン・ダン&クラッチャー法律事務所 パートナー	
1996-2001	西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所） スペシャルカウンセラー	
2001-現在	ギブズ外国法事務弁護士事務所/ JLX PARTNERS 法律事務所・外国法共同事業 代表 学歴	
1972-1976	ノースカロライナ大学チャペルヒル校（文学士，歴史・古典）	
1976-1977	京都大学（法学部）	
1979-1982	ハーバード大学ロースクール（法務博士）	
	その他	
2004-2014	慶應義塾大学法科大学院 非常勤講師	
2005-2014	青山学院大学法学部 教授	
2009-2013	上智大学法学部 非常勤講師	
2014	慶應義塾大学商学部 非常勤講師	
2014-2020	上智大学法学部 教授	
2015-2019	第一生命ホールディングス株式会社 アドバイザリー・ボード委員	

2017-2019	株式会社日立製作所 投融資戦略本部 アドバイザー
2018-2019	中野冷機株式会社 アドバイザリー・ボードメンバー
2019-2023	慶應義塾大学 非常勤講師 (重要な兼職の状況) ギブズ外国法事務弁護士事務所 代表 JLX PARTNERS 法律事務所・外国法共同事業 代表

(2) 自己株式取得の件

① 議案の要領

富士ソフトの取締役会における検討の結果として、富士ソフトが上記 (1) 及び (2) の提案者による買収提案に応じないことを決定したときは、富士ソフトは、会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり、富士ソフト普通株式を金銭の交付をもって取得する。

- ・ 取得する株式の数：11,013,216 株 (1 株 6,810 円)
- ・ 株式取得対価の総額：75,000,000,000 円 (ただし、会社法により許容される取得価額の総額 (会社法第 461 条に定める「分配可能額」) が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の上限額)
- ・ 株式を取得することができる期間：本件定時株主総会の終了後一年間

② 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードにおいて、取締役は中長期的な企業価値向上を推進するものとされています。取締役が、潜在的な買収者からの真摯な買収提案を慎重かつ客観的に検討することは、かかる義務に即したものです。そのため、富士ソフトの取締役会には、買収提案の価値 (買収価格及び企業価値向上策) と、富士ソフトの経営計画の継続的な実行を通じて達成されうるリスク調整後の潜在的価値とを比較する義務があると考えられます。

かかる比較の結果、富士ソフトの取締役会が、富士ソフトの潜在的価値が買収提案の価値 (株価を上回ることがほぼ確実である買収価格) よりも高いと判断し、買収提案を拒否することは、取締役会において、富士ソフトが市場で過小評価されていると考えていることを意味します。

かかる場合、取締役会は、富士ソフトの市場評価と取締役会が考える富士ソフトの潜在的価値との間の重大な乖離を解消するための措置を講じる必要があります。3D は、かかる乖離を解消する最も端的かつ直接的な方法は、富士ソフトが自社株式を取得することであると考えています。

また、3D は、富士ソフトによる自社株式の取得は富士ソフトの過剰資本を解消させるものでもありと考えています。すなわち、富士ソフトは、不動産の保有とその含み益によって過剰資本の状態にあると考えられます。3D は、富士ソフトの不動産の価値を約 1,950 億円と推計して

いますが、かかる推定を前提とすると、2023 年 12 月 31 日時点の含み益（税引後のもの）は約 780 億円となり、これを純資産に加えると合計約 2,400 億円⁶ となります。これによれば、富士ソフトにおける 2023 年 12 月期の自己資本利益率（ROE）は約 6%⁷ となり、直近の業界平均の約 16%⁸ を大きく下回ることとなります。したがって、富士ソフトの過剰資本は資本効率を低め、ひいては企業価値成長を棄損しています。

3D は、富士ソフトにおいては、自社の ROE を業界の平均水準まで引き上げるべきであり、それが富士ソフトにおける中長期の企業価値の成長を支えるものになると考えています。なお、仮に富士ソフトが、2026 年までに自社の ROE を業界の平均水準まで引き上げるためには、1,650 億円⁹ の余剰資産を償還する必要があります。

富士ソフトの株式の、過去 6 カ月の一日当たり平均出来高を前提とし、市場参加率を 35%¹⁰ とした場合、今後 1 年以内で購入することができる富士ソフト株式の数量は約 1,100 万株¹¹ です。

そこで、3D は、富士ソフトが今後 1 年以内に 1,100 万株程度の自己株式を取得することを提案します。なお、2024 年 1 月 12 日現在の株価（6,810 円）を前提とした場合、かかる自己株式の取得額は約 750 億円となります。なお、富士ソフト単体の分配可能額は約 770 億円¹² であることからすれば、3D が提案する上記の金額は十分に実現可能な金額です。

¹ 2024年1月12日付け富士ソフトプレスリリース

² 企業買収行動指針 3.1.2

³ 企業買収行動指針では、買収価格や経営方針等に関する十分な情報を含んだ「真摯な買収提案」を受領した場合、取締役会は当該提案について「真摯な検討」を行い、企業価値を最大化するための措置を講じることが求められている。

⁴ 企業買収行動指針 3.1.2

⁵ 2024年1月12日付け富士ソフトプレスリリース

⁶ 2022年12月期の期末純資産(1,527億)+2023年12月期の想定純利益(140億) - 想定配当額(49億円)+税後不動産含み益(780億円)で算出。想定純利益は会社計画の営業利益×70%で算出、想定配当額は、想定純利益に会社計画の配当性向35%を乗じて算出。

⁷ 想定純利益(140億円)/不動産含み益考慮後の純資産(2,400億円)で算出。

⁸ CTC, SCSK, TIS, BIPROGY, ネットワンシステムズ, NSSOL, システナ, ISID, NSD, DTS の直近年度平均。

⁹ 2024年12月期~2026年12月期のブルームバーグコンセンサス営業利益に70%を乗じたものを想定純利益、想定配当性向は35%としたうえで、2026年12月期時点の自己株式取得前の不動産含み益考慮後の純資産を想定した上で算出。

¹⁰ シチズン時計、東芝の自己株式取得の実例から35%の市場参加率は実現可能と想定。シチズン時計は2023年2月-2023年6月の間に発行済株式総数(自己株式除く)の約17%を取得、その際の一日当たりの平均取得株式数は自己株式取得が公表される前日までの6か月の一日当たり平均出来高の36%程度。東芝は2018年11月-2019年11月の間に発行済株式総数(自己株式除く)の約30%を取得、その際の一日当たりの平均取得株式数は自己株式取得が公表される前日までの6か月の一日当たり平均出来高の35%程度。(東芝はToSTNETを活用)

¹¹ 過去6か月の一日当たり平均出来高(126,600株)に2024年の取引日数(245日)及び、市場参加率(35%)を乗じて算出。

¹² 2022年12月期時点の単体のその他資本剰余金(5億円)+その他利益剰余金(750億円)-自己株式(46億円)+2023年12月期の想定単体純利益(100億円)-2023年12月期の想定配当総額(39億円)で算出。想定単体純利益は2022年12月期の連結純利益に単体が占める割合を会社想定連結純利益に乗ずることで算出。想定配当総額は単体想定純利益に、会社公表の予想単体配当性向を乗ずることで算出。

<別紙2>

スキルマトリクス

◎特に専門性あり

地位	氏名	企業 経営	経営 管理	人財	シス テム 開発	プロダ クト・ サービ ス	新規 事業	営業	財務/ 会計	法務	資本 市場
代表取締役 社長執行役員	坂下 智保	◎	○	○	◎	◎	○	○	○	○	
取締役 専務執行役員	大迫 館行	○	○	○	◎	◎	○	○			
取締役 常務執行役員	筒井 正	○	◎	◎	○			○		○	
取締役 執行役員	森本 真里	○				○	○	◎			
取締役 執行役員	梅津 雅史	○	◎		○			○	○		
取締役（社外）	大石 健樹	○	○		○	◎	◎				
取締役（社外）	荒牧 知子	○	○						◎		○
取締役（社外）	辻 孝夫	◎	◎	○		○	◎	○	○	○	○
取締役（社外）	仁科 秀隆	○	○						○	◎	
取締役（社外）	今井 光	○	○	○					◎	○	◎
取締役（社外）	清水 雄也	○							◎		◎
取締役（社外）	石丸 慎太郎	○	○	○	◎	◎	○	○	○		
常勤監査役	木村 宏之	○	○		○	○	○	○	○	○	
監査役（社外）	押味 由佳子		○							◎	
監査役（社外）	平野 洋		○						◎		

(注) 地位は、本定時株主総会において本日付け「役員の異動に関するお知らせ」にて開示しております取締役選任議案が原案通り承認可決された後の取締役会をもって正式に決定する予定であります。